

既存建築物の増築等に関する報告書(法第20条関係)

【既存部分、増築部分等の面積関係】

	着手年月日	延べ面積					合計	
		基準時	合計	現在	工事に伴う 除却部分	申請部分		
A	今回の増改築部分					m <sup>2</sup>	ア	
	基準時以降増改築済部分	/ /		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
B	既存部分(増改築部分と構造上 一体の部分)	/ /	m <sup>2</sup>	イ	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	増築等をする独立部分	/ /	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
C	増築等をする独立部分以外の 独立部分	/ /	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
					ア/イ=		%	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	/ /			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

【既存部分、増築部分等の各規定への適合性】

・該当する規定について、網掛け部分の□にチェックしてください。

ア/イ > 1/2

・適合を確認した規定について、A欄・B欄に「適合」と記入してください。

施行令第137条の2 第一号 イ又はロに適合				A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考	
<input type="checkbox"/>	イ	(1)	令第3章第8節				
		(2)	令第3章第1節～第7節の2及び第129条の2の4				
<input type="checkbox"/>	ロ (1)	(3)	耐久性等関係規定				
			H17告示566号第1第一号(建築設備)、第1第二号(屋根ふき材等)				
		(2)	令第3章及び第129条の2の4				
			耐久性等関係規定※1				
			H17告示566号第2第一号	イ <input type="checkbox"/>	令第3章第8節		
			ロ <input type="checkbox"/>	地震時:令第3章第8節 地震時以外 :令第82条第一号～第三号 ※法第20条第1項第二号～第四号までに掲げる建築物に限る			
ハ <input type="checkbox"/>	地震時:耐震診断(H18告示185号)※2 地震時以外 :令第82条第一号～第三号						
二 号	建築設備 (H17告示566号第1第一号)						
三 号	屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁 (H17告示566号第1第二号) ※法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く						

ア/イ ≤ 1/2

施行令第 137 条の 2 第二号 イからハのいずれかに適合				A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考		
<input type="checkbox"/>	イ	耐久性等関係規定※1						
		H17 告示 566 号 第 3 第 一 号	イ	令第 3 章 (第 8 節を除く)				
			ロ (地震時)	<input type="checkbox"/>	(1)	令第 3 章第 8 節		
		<input type="checkbox"/>		(2)	壁量計算等 ※3			
		ハ (地震時 以外)	<input type="checkbox"/>	(1)	令第 3 章第 8 節			
			<input type="checkbox"/>	(2)	壁量計算等 ※4			
		ニ (小規模 一体増築)	<input type="checkbox"/>	耐震診断(H18 告示 185 号)※5				
		ホ (Exp.J)	<input type="checkbox"/>	地震時:耐震診断(H18 告示 185 号)※2				
				地震時以外 :令第 82 条第一号～第三号				
		へ (Exp.J 超高層)	<input type="checkbox"/>	地震時:耐震診断(H18 告示 185 号)※2				
地震時以外 :令第 82 条第一号～第三号								
二 号	建築設備(H17 告示 566 号第 1 第一号)							
三 号	屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁 (H17 告示 566 号第 1 第二号) ※法第 20 条第 1 項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を 確かめる場合を除く							
<input type="checkbox"/>	ロ ※6	令第 3 章第 1 節～第 7 節の 2 (令第 36 条及び令第 38 条第 2 項から 4 項まで除く)						
		H17 告示 566 号第 4(基礎補強)						
<input type="checkbox"/>	ハ	前号に定める基準に適合			「ア/イ >1/2」のチェック欄で確認			

ア/イ ≤ 1/20 かつ 50㎡以内

施行令第 137 条の 2 第三号 イ又はロに適合				A (増改築部分)	B(既存部分、 独立部分)	備考
<input type="checkbox"/>	イ	(1)	令第 3 章及び第 129 条の 2 の 4			
		(2)	構造耐力上の危険性が増大しない			
<input type="checkbox"/>	ロ	前 2 号に定める基準のいずれかに適合			「ア/イ >1/2」or 「ア/イ ≤ 1/2」のチェック欄で確認	

※1: 既存部分が耐久性等関係規定に適合することの確認は、現地調査に基づいて確認すること。

※2: 新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日以降の基準)に適合することを確認する方法として、検査済証等の写しを添付してもよい。

※3: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能。建築物全体が令第 42 条、43 条、46 条第 1 項から第 3 項まで及び第 4 項(表 3 に係る部分を除く)に適合すれば可。(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物は H13 国交告 1540 第 1 から第 10 までの規定に適合すれば可。)

※4: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能。建築物全体が令第 46 条第 4 項(表 2 に係る部分を除く)に適合すれば可。(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物は H13 国交告 1540 第 1 から第 10 までの規定に適合すれば可。)

※5: 増築又は改築前の建築物の架構を構成する部材から追加及び変更がない場合に限る。

※6: 法第 20 条第 1 項第四号に掲げる建築物のうち木造のものに限り適用可能

〔第四面〕

配置図



※ 太線枠内に今回増築等申請にかかる建築物の関係がわかる配置図を記入ください。

用語の説明

A	今回の増改築部分	今回の工事により、増築又は改築を行う部分。	<p>(例)配置図</p>
	基準時以降増改築済部分	今回の工事以前に86条の7の緩和により増築等を行った部分。	
B	既存部分 (増改築部分と構造上一体の部分)	増改築が行われる部分と構造上一体となっている既存建築物の部分	
	増築等をする独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分 (施行令 137 条の 14)	
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分以外の独立部分 (法 86 条の 7 第 2 項適用)	
D	既存部分 (増改築部分と棟別)	増改築部分と使用上又は防火・避難上で一の建築物とみなされない既存建築物の部分	